令和８年度　　東　温　市　　（愛媛県連携事業）

出産世帯応援事業助成金

東温市では、出産された世帯に、育児用品や時短家電、省エネ家電の購入に要した金額を補助（助成）します。

助成対象者　①～⑧を全て満たす方が対象となります。

① 出生児童が市内に住所を有し、申請時に出生児童と同居(養育)している方
※申請時点で市内に住民票があること
② 令和7年4月1日以降に出産した世帯（※申請は1歳の誕生日の前日まで）
③ 申請時点で3ヵ月以上継続して本市の住民である方
④ 申請から1年以上継続して本市に居住する意思がある方
⑤ 市税等を滞納していない方
⑥ 生活保護法に基づく保護を受けていない方
⑦ 法律に規定する暴力団員等でない方
⑧ 過去に同種の補助金を受けていない方



※ 転入の方は、転入して3ヵ月経過後にお子様が0歳の場合は申請可能です。

助成対象商品　母子手帳発行日から対象児童が1歳の前日までに購入したもの

区分	品目
育児消耗品	おむつ（第一子のみ）、子ども衣類・肌着、靴下、靴 、帽子、ミトン（手袋）、おくるみ、ブランケット、洗剤、ベビーハンガー、おしりふき、防水シーツ、おむつ替えシート、おむつ処理袋、ベビーフード、子ども用飲料、ミルク、哺乳瓶（消毒液、消毒はさみ、ブラシ、保管ケース含む）、母乳冷凍袋、おしゃぶり、幼児用絵本、ベビークリーム、マタニティパジャマ、産褥(さんじょく)ショーツ、授乳用下着、母乳パッド、産褥パッド、洗浄綿、腹帯、妊娠線クリーム、授乳クッション、授乳ケープ　など
育児備品	チャイルドシート、ベビーカー、抱っこ紐、ベビーベッド、ハイローチェア、バウンサー、ベビーサークル、キッチンゲート、プレイマット、食事用テーブル・チェアー、鼻吸い器（電動又は手動）、体温計、爪切り、湯温計、ミルクウォーマー、搾乳機（電動又は手動）、子ども用寝具一式、、バスチェア、ベットメリー、大型遊具、歩行器、三輪車、キックバイク、キャリーワゴン、空気清浄機、加湿器、除湿器、収納、ベビーバス、ベビーモニター、自転車（子乗せモデルに限る）　など
時短家電	洗濯機、洗濯乾燥機、掃除機（ロボット掃除機を含む。）、食器洗い乾燥機、オーブンレンジ、ホットプレート、炊飯器、自動調理機（電気圧力鍋、電動ポット）、フードプロセッサー　など
省エネ家電	電気冷蔵庫（冷凍庫含む。）、エアコン、照明器具、温水機器（ガス又は電気）など　※省エネラベル2つ星以上に限る。

※1 **消費税、送料、設置費用は対象**となります。**リサイクル料金、処分費用、中古品、付属品などは対象外**となります。
※2 省エネ家電は**統一省エネラベル2つ星以上の家電製品**（資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」の多段階評価点が掲載されている製品に限る）を対象となります。
※3 育児に必要な理由をお聞きすることがありますので、判断に迷う場合は市役所子育て支援課までお問合せください。

助成金額

母子手帳発行日から対象児童が１歳の前日までの購入した対象商品の金額（千円未満切捨て）となります。ただし、ご夫婦の年齢や出生時期により、助成上限額が決まっております。

区　分	上限額
令和7年4月1日以降に出生し、出生時に夫婦とも**35歳以下**の世帯	**３０万円**
令和7年4月1日以降に出生し、出生時に夫婦の両方又は一方が**35歳を超える**世帯	**２０万円**

助成の方法は、**償還(しょうかん)払い**　各世帯において、先に商品を購入し、対象額に達した時点で申請し、市が助成金を支払う方法　です。

購入状況に応じて、一部の領収書が省略できます。　詳細はウラ面、チェック欄を！

【お問い合わせ先】　※受付時間　平日8:30～17:00（土・日・祝日は除く）

東温市　子育て支援課　089-907-2236

東温市見奈良530番地1　東温市役所1階⑧番窓口

申請方法

申請書に必要書類を添付し、子育て支援課へ提出してください。

※申請は、対象児童１名につき１回限りとなります。
※申請書は市ＨＰよりダウンロードしてください。
　子育て支援課窓口でも配付しています。

注意！
※出生日から1年を過ぎた場合は申請できません。

申請期間

児童の出生日から１年以内（１歳の誕生日の前日まで）
※転入の方は、転入して3ヵ月経過後に申請が出来ます。

申請書類

- ☐ 東温市出産世帯応援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ☐ 内訳一覧表　※レシート単位での記載可
- ☐ 領収書の原本　※原本の提出が難しい場合はお問い合わせください。
- ☐ 口座名義人・銀行名・口座番号が分かる通帳等の写し
- ☐ 運転免許証又は住民票等の写し　※配偶者が市外の場合
- ☐ 母子健康手帳　※チェックを行った後、返却します。

（市ＨＰ）

重要チェック‼　一部の領収書を省略することができます！

母子手帳発行日から出生日の前日までに購入した『①育児消耗品』分の補助金を定額10万円として領収書を省略できます。（②③部分は必要です。）

ただし、①部分で10万円を越えて補助金を受けたい場合は領収書が必要となります。

母子手帳発行日　出生日　1歳の前日

①育児消耗品
定額10万円として領収書不要

②育児消耗品

③育児備品・時短家電・省エネ家電

例えば

～ 夫婦ともに35歳以下　助成上限額が『30万円』の場合 ～

例A）エアコン（省エネ家電）25万円分を購入した場合（出生日前後は問わない）

【領収書不要】　【領収書必要】
定額10万円 ＋ 省エネ家電25万円 ＝ 35万円 ⇒ 助成金30万円

例B）出生日以降に、育児消耗品を23万円分購入した場合

【領収書不要】　【領収書必要】
定額10万円 ＋ 育児消耗品23万円 ＝ 33万円 ⇒ 助成金30万円

例C）出生日以降に、時短家電11万円分と育児消耗品を9万円分購入した場合

【領収書不要】　【領収書必要】　【領収書必要】
定額10万円 ＋ 時短家電11万円 ＋ 育児消耗品9万円 ＝ 30万円 ⇒ 助成金30万円

例D）出生日の前日までに育児用消耗品を20万円分、出産後に育児用消耗品を11万円分購入した場合

【領収書必要】　【領収書必要】
育児消耗品20万円 ＋ 育児消耗品11万円 ＝ 31万円 ⇒助成金30万円

※注意事項

1．本助成金は「一時所得」のため、特別控除50万円を超えた場合は、課税されますので、確定申告等が必要となります。
2．制度内容は年度により変更になる場合があります。最新の情報は市ＨＰをご確認ください。